

[03_02]九州大学情報基盤センター広報 : 学内共同 利用版表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1470660>

出版情報 : 九州大学情報基盤センター広報 : 学内共同利用版. 3 (2), 2003-07. 九州大学情報基盤センター
バージョン :
権利関係 :

著作権侵害防止のお願い

情報基盤センター広報委員会

1 はじめに

最近、本学において、WinMX や Winny などの Peer to peer によるファイル共有ソフトウェアを利用した著作権侵害が指摘されることが続きました。楽曲データについて社団法人日本レコード協会から、ソフトウェアについて米国の非営利団体 BSA (Business Software Alliance) からです。これらの団体は、具体的な証拠として IP アドレスや侵害の対象となった著作物のファイル名、それが不法に公開されていた時間等を挙げ、本学に対し対処を依頼してきました。これに対し、本学では、学内の情報セキュリティを審議するために昨年度設置された情報セキュリティ専門委員会とその下部組織である情報セキュリティ管理部会が対応にあたっています。

2 学内での事例

最近、学内ネットワークを用いて起きた著作権侵害の事例は 6 件あります。このうち 4 件は楽曲ファイルが、残り 2 件はソフトウェアが対象です。IP アドレスが分かっているので、どのコンピュータを使っていたのかを特定するのはそれほど難しくはありませんでした。また、そのコンピュータを誰が使っていたのかも特定できました。ほとんどの場合は、研究室に所属する大学院生であり、留学生のケースもありました。

著作権を侵害した人の話を聞いて、まず第一に著作権に対する認識が甘いことが分かりました。彼らの言い分を要約すると、「自分で買ったものを公開して何が悪いのか」というものです。しかし、これは明らかに誤りです。彼らはコピーされた商品を買っただけであり、コピーする権利までは買っていません。

また、ファイル共有ソフトウェアを使うことの違法性は法的にまだ結着していないから、使っても大丈夫という認識もあるようです。しかし、日本においては送信可能化権などが著作物に付与されるので、ファイル共有ソフトウェアを動かしているコンピュータ上の公開フォルダにソフトウェアや楽曲ファイルなど、著作権で守られているファイルを置いた時点で違法になります。このファイルが他人にコピーされたかどうかは問題ではありません。

さらに、自分は公開してなくて、ダウンロードしかしていないから大丈夫という認識もあるようです。ファイル共有ソフトの設定にも依存しますが、ダウンロードしたファイルを公開用のフォルダに自動的に置いて、丁寧に他人に公開するソフトウェアもあります。上述した通り、この時点で明確に違法です。また、ダウンロードだけなら違法ではないのではないかとしようと、そうではありません。明らかに著作権を侵害しているファイル等を「知らずに」ダウンロードした、という理屈は通らないからです。

今まで、本学では、著作権侵害を犯した人に口頭注意してきました。しかし、同様の事件に

対し、九州工業大学では総長が嚴重注意をし、北海道大学では始末書の提出を求めています。本学でも、停学や退学も含めた厳格な処分が相当であると認識されつつあります。

3 おわりに

大学は教育と研究の場です。教育者には著作権侵害が違法であることを教える義務があるでしょう。また、研究者はアイデアや技術、著作物等¹を創造する立場にあり、そのような立場からも、著作権侵害の啓蒙と防止にご協力をお願いいたします。

なお、セキュリティ専門委員会では、各部局宛てに文書で注意を喚起したり、また、図1のポスターを学内の各所に掲示して注意を促しています。



図 1: 掲載したポスターと掲載予定のポスター

¹アイデアや技術は著作権ではなく特許で守られますが。